

札幌市社会福祉審議会運営規程

昭和 47 年
規 程

(目的)

第 1 条 この規程は札幌市社会福祉審議会条例（平成 12 年条例第 2 号）第 9 条の規定により、札幌市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第 2 条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選による。

3 委員長の事故あるときは、副委員長がその職務を行う。

(会議)

第 3 条 審議会は、毎年 1 回定例会を開く。ただし、必要があるときは臨時会を開くものとする。

(専門分科会)

第 4 条 審議会に、次の専門分科会を置く。ただし、必要に応じその他の専門分科会を置くことができる。

専門分科会名	調査審議する事項
身体障害者福祉専門分科会	身体障害者の福祉に関する事項の調査審議
高齢者福祉専門分科会	老人の福祉に関する事項の調査審議
低所得者福祉専門分科会	低所得者の福祉に関する事項の調査審議
地域福祉活動専門分科会	地域福祉活動に関する事項の調査審議
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項の調査審議
社会福祉施設等整備審査専門分科会	社会福祉施設、精神障害者社会復帰施設及び介護老人保健施設の整備計画の審査に関する事項の調査審議

2 専門分科会に小委員会を置くことができる。

3 専門分科会は、必要のつど分科会長が招集する。ただし、分科会長はこれを委員長に報告しなければならない。

4 専門分科会は委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決を行うことができない。

5 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。

6 専門分科会の決議を審議会が承認した場合は、その決議をもって審議会の決議とすることができる。

(専門分科会等の運営)

第5条 専門分科会並びに専門分科会に属する部会及び小委員会の運営に関して必要な事項は、別にこれを定める。

(会議の公開)

第6条 審議会は、公開とする。ただし、出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長がこれを定める。

附 則

この規程は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和51年10月2日から施行する。

附 則

この規程は、昭和58年7月26日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年9月20日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年10月23日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。